

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度			
施設名	秋田県総合生活文化会館(アトリオン)	設置年	平成	1 年
所在地	秋田市中通二丁目3番8号			
指定管理者	厚生ビル管理株式会社			
県所管課	文化振興	課 調整・文化施設活用	チーム	

1 施設の概要

設置目的	文化の発展を図るため、芸術文化に関する鑑賞機会や活動の場を提供する。					
県の施策上の 施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	文化の発展を図るため、芸術文化に関する鑑賞機会や活動の場を提供する。					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための 取組として施設に求められているもの					
	質の高い音楽公演の開催、文化芸術に関する人材の育成、音楽に親しむ機会 の創出等に取り組む。					
施設の面積	延床面積13,375.15㎡(県部分)					
主な設置施設	音楽ホール、練習室、音楽研修室、美術展示ホール、研修室、多目的ホール、 イベント広場					
指定管理業務の内容	料金制	有（利用料金併用制）				
	料金設定	別紙のとおり				
	サウンディング実施対象施設※					
	指定期間	R3.4.1		～	R8.3.31	
	営業期間・時間	別紙のとおり				
	①管理運営業務 ②施設・設備の維持管理業務 ③施設等使用許可業務 ④貸館関連業務 ⑤文化振興業務					
自主事業の内容	①アウトリーチ型事業として、県内小学校等における訪問演奏会「アトリオンが やってきた！」を平成25年から継続（R6:9校8公演） ②人材育成事業として、アトリオン少年少女合唱団を運営し、通年練習のほか、 「スプリングコンサート」（3月）を開催し、「LA VOCE」のコンサートにゲスト出演。 AKITAヴォーカルアンサンブルコンテスト（1月）では金賞を受賞し、全国大会（3 月）では銅賞を受賞。また、団として木内音楽賞を受賞（12月）。 秋田県出身の著名なフルート奏者を講師に招き、フルートアカデミーを開催（R 6:延べ117人、2グループが受講） ③普及啓発型事業として、「山形交響楽団」のCM制作を受託 ④プレイガイド事業として、報道機関等が開催した「WINTER CLASSICS」、「春 の院展秋田展」などのチケットを受託販売					
直近3年の年間利用者数	R4	163,281 人	R5	162,233 人	R6	164,419 人
直近3年の年間利用収入	R4	31,104 千円	R5	33,571 千円	R6	38,758 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R2	R3	R4	R5	R6
収入 計		75,772	78,509	74,403	78,265	84,762
利用料金収入		29,401	36,129	31,104	33,571	38,758
指定管理料		42,124	35,099	35,099	35,099	35,099
その他収入		4,247	7,281	8,200	9,595	10,905
支出 計		70,885	70,118	73,290	82,511	85,139
人件費		37,559	37,361	40,569	42,543	45,141
光熱水費		0	0	0	0	0
修繕費		2,322	1,260	1,361	1,205	1,502
外部委託費		20,676	22,165	21,863	27,873	27,493
その他経費		10,328	9,332	9,497	10,890	11,003
差 引		4,887	8,391	1,113	▲ 4,246	▲ 377

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や
公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

(1)ーア 目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和6年度 の目標	利用者数 222,000人
--------------	---------------

(1)ーイ 指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	実績	164,419人	達成率	74.1%	
	具体的な 取組と その効果	・全体の利用者数は前年度より微増したが、目標には届いていない。 ・音楽施設は前年度比108.5%と増加しており、特に音楽ホールは集客力のあるコンサート開催により、前年度より約6千人増加している。 ・文化施設は大型企画展の開催により美術展示ホールは増加したが、研修室とイベント広場が減少したため前年度比97.9%と減少している。			
直近3年 の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	189,200人	222,000人	222,000人	
	実績	178,600人	163,281人	162,233人	
	達成率	94.4%	73.6%	73.1%	
令和7年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者数 222,000人			
	設定根拠	・新型コロナウイルス感染症の影響が小さかった令和元年度の実績を基準に設定した(内訳:文化施設150,000人、音楽施設72,000人)。 ・令和7年度は、集客力のある音楽公演の開催や美術展示ホールの利用促進等により目標達成を目指す。			

(2)ーア 目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和6年度の目標	利用料金収入 40,100千円
----------	-----------------

(2)ーイ 指定管理者による実績報告

令和6年度の実績	実績	38,758千円	達成率	96.7%	
	具体的な取組とその効果	・施設全体の利用料金は前年実績より約520万円増加したが、目標には届いていない。 ・音楽ホールでは演奏者の要望に応えるため、きめ細かな日程調整を行ったことなどにより、毎週のようにコンサートが開催され、前年度比136.7%と大幅に増加している。 ・文化施設では美術展覧会などの招致により、前年度比104.1%と増加している。			
直近3年の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	33,000千円	31,000千円	34,300千円	
	実績	36,129千円	31,104千円	33,571千円	
	達成率	109.5%	100.3%	97.9%	
令和7年度の目標 (設定根拠)	目標	年間利用料金収入 40,838千円			
	設定根拠	令和7年度は、8月と2月に音楽ホールの修繕が予定されているものの、多くの音楽公演を企画しており、文化施設でも長期大型企画展が予定されていることから、前年度より738千円増の40,838千円に設定した。			

<観点 I (2)> の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	
	県 (所管課)	B	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
 また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

<観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	91.8%			
	具体的な 取組と その効果	世界最高峰アンサンブル「レ・ヴァン・フランセ」や廣津留すみれ氏のヴァイオリンリサイタルなど観客が求める良質な音楽を提供し、満足度の向上に努めた。 ポスター・チラシ・催物案内の紙媒体による宣伝や新聞へのイベント情報掲載の他、HPやXなどのSNSによる情報発信が集客に繋がっている。			
利用者満足度 の状況 (直近3年)			R4年度	R5年度	
	85.1%		87.1%	91.2%	

<観点Ⅱ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	
	県 (所管課)	A	

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

<観点Ⅲ> 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	事務費、管理費、音楽事業費は減少したが、人件費の増加により全体では、前年度比103.2%と増加している。
	具体的な 取組と その効果	・事務費については、事務用品や消耗品の節約や催事案内部数の削減に努め前年度比95.1%と減少している。 ・管理費については、保守点検業者への働きかけにより前年度比99.4%と僅かに減少している。 ・音楽事業費については、広告宣伝費や印刷費の削減などにより前年度比96.2%と減少している。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	・施設利用料、公演入場料ともに増加しており、施設全体では前年度比115.1%(指定管理料除く)と増加している。
	具体的な 取組と その効果	・音楽施設の利用料は、年間を通してコンサートの招致や練習室の利用促進に努め、前年度比136.7%と大幅に増加している。 ・文化施設の利用料も大型企画展などの開催により前年度比104.1%と増加している。 ・公演入場料は、県主催コンサートの本数が前年度より少なかったものの集客力のあるコンサート開催により、前年度比111.8%と増加している。

<観点Ⅲ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	
	県 (所管課)	B	

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

<観点Ⅳ> 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があつたか

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	○音楽施設 県主催公演を9本企画開催し、県民へ良質でしかも安価な音楽公演を提供し続けており、その満足度は90%を超えている。また、各練習室の設備を整え、利用者の需要に答えている。 ○文化施設 院展をはじめとする各美術展、書道展や子供や女性に人気のある企画展等を招致し、県民に文化芸術に触れる機会を多く提供している。 ○人員配置 音楽ホールの舞台音響や照明操作に有資格者を配置するなど、施設の管理運営に必要な人員を配置しており、サービスの提供に支障は生じていない。また、職員の資質向上のため、公文協の研修等に参加、フィードバックしている。 ○施設・設備の管理 音楽公演等を使用されるピアノや舞台装置等を適切に保守・管理し、良好な利用環境の整備に努めた。また、施設は35年が経過し老朽化による不具合が発生していることからこれに適宜対応し、利用者に不便が生じないようにしている。 ○危機管理等 公演主催者に事前に災害発生時の対応要領や避難経路を説明し、観客の誘導方法などを共有し、火災・地震発生時の対応マニュアルを整備している。また、緊急連絡網を構築しており、春と秋の消防・防災訓練に職員が参加し、防災意識を高めている。 ○自主事業の実施 アウトリーチ型事業として訪問演奏会「アトリオンがやってきた！」を8公演実施したほか、人材育成事業として「アトリオン少年少女合唱団」を運営するなど、県民に音楽鑑賞や文化的活動の機会を積極的に提供した。 ○その他 ・適正な施設管理と運用に努め利用者の安全を確保しており、人身事故の発生はなかった。 ・職員への指導教養により、個人情報管理を徹底しており、情報漏洩事案などの発生はなかった。 ・職員の健康管理に努めるとともに、ハラスメント防止のため相談窓口担当者を指定し風通しの良い職場環境の構築に努めており、各種ハラスメントは確認されていない。
--------------	---

<観点Ⅳ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	指定管理者として、音楽施設、文化施設とも適正に管理運営している。
	県 (所管課)	B	音楽施設、文化施設ともに適正に管理運営されているほか、文化振興に資する自主事業を積極的に実施しており、評価できる。

【評価基準】 A:順調(改善点なし)、B:概ね順調(重大な問題点なし)、C:改善が必要(重大な問題点あり)
県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
音楽ホールを中核に、各施設を効果的に活用し、県民に良質な音楽鑑賞や文化活動の機会を提供している。
○施設運営の課題
設置から35年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
計画的な修繕により施設の機能や魅力を維持しながら、県内唯一の音楽専用ホールなど施設の特性を生かした企画を実施することで、利用者ニーズに対応していく。また、「あきた芸術劇場」や「秋田県立美術館」などの周辺施設を効果的に連携しながら、文化振興に寄与していく。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和6年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上で公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
・人件費や外部委託費が上昇していることへの対応について要検討。
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)
・建設から30年以上が経過している施設であり、あきた芸術劇場も近隣に整備された点等も踏まえ、施設の将来の方向性について要検討。 ・近隣に「あきた芸術劇場」があり、両施設とも指定管理料を投じている状況も踏まえ、両施設の位置付けの明確化・周知について要検討。

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和6年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
音楽ホールにおいて世界的に著名な音楽家を招いてコンサートを開催するほか、美術展示ホールの広さと高さを生かし美術展覧会を誘致するなど、県民の文化芸術の発展に寄与するとともに利用者の増加と収入増加に努める。また、施設が老朽化してきているが、練習室や研修室などの保守管理に努め、利用者の安全と利便性を確保していく。
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)
・昨今の価格高騰の中においては、ある程度の人件費等の上昇はやむを得ないものとするが、そのような状況の中においても、指定管理者と連携し、効果的な管理運営と利用環境の維持に努める。 ・施設の中核をなす音楽ホールは、クラシック音楽に最適な国内最高水準の音響性能を有する県内唯一の音楽専用ホールである。一方で、同規模であるあきた芸術劇場中ホールは、舞台芸術に適した構造や音響性能を備えており、それぞれの特性について利用者への周知に努める。

【別紙】料金設定

1 施設使用料

(1) 音楽ホール、練習室及び音楽研修室

区分			使用料の額				
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時後の時間 1 時間につき	
音楽ホール	入場料を徴収しない場合又は入場料 1 人当たりの最高額が 1,500 円以下の場合	平日	25,170 円	33,560 円	58,730 円	9,860 円	
		土曜日・日曜日・休日	33,870 円	45,160 円	79,030 円	13,250 円	
	入場料 1 人当たりの最高額が 1,501 円以上の場合	平日	42,450 円	56,600 円	99,050 円	16,970 円	
		土曜日・日曜日・休日	59,850 円	79,800 円	139,650 円	24,070 円	
第一練習室	公演、音楽発表会その他練習以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合又は入場料 1 人当たりの最高額が 1,500 円以下の場合	平日	4,800 円	6,400 円	11,200 円	1,800 円
			土曜日・日曜日・休日	5,580 円	7,440 円	13,020 円	2,120 円
		入場料 1 人当たりの最高額が 1,501 円以上の場合	平日	8,850 円	11,800 円	20,650 円	3,390 円
			土曜日・日曜日・休日	10,500 円	14,000 円	24,500 円	4,030 円
	練習に使用する場合		1 時間につき 590 円				
	第二練習室			1 時間につき 420 円			
第三練習室			1 時間につき 300 円				
音楽研修室			1 時間につき 1,050 円				

備考

- 一 音楽ホール若しくは第一練習室の使用において午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるとき又は第二練習室、第三練習室若しくは音楽研修室の使用において使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義とするかを問わず、音楽ホール又は第一練習室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 四 使用者が入場料を徴収しない場合又は1,500円以下の入場料を徴収する場合で、営業その他これに類する目的をもって音楽ホール又は第一練習室を使用するときは、入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合の使用料を徴収する。
- 五 音楽ホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合の額に0.5を乗じて得た額とする。
- 六 前号の規定にかかわらず、音楽ホールをパイプオルガンの練習のために使用するときは、使用料は、徴収しない。

(2) 美術展示ホール

区分		使用の単位	使用料の額
第一展示室	全室	1 日につき	19,090 円
	A		14,420 円
	B		5,940 円
第二展示室			13,040 円
第一展示室及び第二展示室			29,790 円
第三展示室	全区画		13,260 円
	4 分の 3 区画		9,950 円
	4 分の 2 区画		6,630 円
	4 分の 1 区画		3,320 円

備考 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に 1.5 を乗じて得た額とする。

(3) 研修室

区画	使用料の額			
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時後の時間 1 時間につき
全区画	18,330 円	24,440 円	42,770 円	6,110 円
4 分の 3 区画	13,750 円	18,330 円	32,080 円	4,590 円
4 分の 2 区画	9,170 円	12,220 円	21,390 円	3,060 円
4 分の 1 区画	4,590 円	6,110 円	10,700 円	1,530 円

備考

- 一 午後 5 時後の使用時間が 1 時間未満であるとき又は当該時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義とするかを問わず、研修室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に 1.5 を乗じて得た額とする。

(4) 多目的ホール

区分		使用料の額			
		午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午前 9 時から午 後 5 時まで	午後 5 時後の時 間 1 時間につき
全ホール	平日	18,510 円	24,680 円	43,190 円	6,170 円
	土曜日・日曜日・ 休日	21,630 円	28,840 円	50,470 円	7,210 円
ホール A	平日	9,260 円	12,340 円	21,600 円	3,090 円
	土曜日・日曜日・ 休日	10,820 円	14,420 円	25,240 円	3,610 円
ホール B	平日	4,630 円	6,170 円	10,800 円	1,550 円
	土曜日・日曜日・ 休日	5,410 円	7,210 円	12,620 円	1,810 円
ホール C	平日	4,630 円	6,170 円	10,800 円	1,550 円
	土曜日・日曜日・ 休日	5,410 円	7,210 円	12,620 円	1,810 円

備考

- 一 午後 5 時後の使用時間が 1 時間未満であるとき又は当該時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日をいう。
- 三 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に 1.5 を乗じて得た額とする。

(5) イベント広場

区分		使用料の額			
		午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午前 9 時から午 後 5 時まで	午後 5 時後の時 間 1 時間につき
全区画	平日	14,490 円	19,320 円	33,810 円	4,830 円
	土曜日・日曜日・ 休日	17,400 円	23,200 円	40,600 円	5,800 円
2 分の 1 区画	平日	7,250 円	9,660 円	16,910 円	2,420 円
	土曜日・日曜日・ 休日	8,700 円	11,600 円	20,300 円	2,900 円

備考

- 一 午後 5 時後の使用時間が 1 時間未満であるとき又は当該時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日をいう。
- 三 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に 1.5 を乗じて得た額とする。

2 設備使用料

(1) 音楽ホール及び練習室

区分			使用の単位	使用料の額
音楽ホール	楽器	パイプオルガン	一台一回につき	23,750 円
		グランドピアノ（フルコンサート用・外国製）		11,730 円
		グランドピアノ（フルコンサート用・日本製）		5,870 円
	音響設備		一式一回につき	2,440 円
	照明設備		一式一回につき	4,770 円
	舞台設備	所作台	一式一回につき	5,340 円
		平台	一式一回につき	2,410 円
		松羽目	一式一回につき	1,150 円
		竹羽目	一式一回につき	1,680 円
		金びょうぶ	一双一回につき	1,150 円
		一文字幕	一枚一回につき	1,150 円
第一練習室	音響設備		一式一回につき	1,170 円
	照明設備	サスペンションライト	一式一回につき	1,170 円
	舞台設備	可動ステージ	一式一回につき	2,410 円
第三練習室	楽器	ポジティブオルガン	一台一回につき	840 円
音楽ホール・第一練習室共通	楽器	チェンバロ	一台一回につき	5,870 円

(2) 美術展示ホール、研修室、多目的ホール及びイベント広場

区分	使用の単位	使用料の額
拡声装置	一式一回につき	1,170 円
ビデオテープレコーダー		590 円
のぞきケース		590 円
四面ガラスケース		590 円
プロジェクター		560 円

【別紙】営業期間・時間

1 使用時間

施設	使用時間
音楽ホール	午前 9 時から午後 10 時まで
練習室	
音楽研修室	
多目的ホール	
イベント広場	
美術展示ホール	午前 9 時から午後 8 時まで
研修室	午前 9 時から午後 9 時まで

2 休業日

施設	休業日
音楽ホール	一 水曜日（休日（国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日をいう。以下この表において同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 二 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日
練習室	1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日
音楽研修室	
美術展示ホール	
研修室	
多目的ホール	1 月 1 日
イベント広場	